

お知らせ（シンセツくん申込者さま向け）

平素は、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび弊社は、「電気使用申込みに伴う臨時需給契約廃止」（以下、「同時撤去」といいます。）
のお取扱いを変更させていただくこととしました。

何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇同時撤去の取扱い変更の概要

同時撤去とは

主に新築戸建住宅等の送電時、建築工事のためにご使用いただいている臨時需給契約を廃止し、
設備の撤去を併せて行うことをいいます。

変更内容

臨時需給契約廃止日の取扱いについて、以下のとおり変更いたします。

<変更前>

臨時需給契約の廃止日は、常時需給契約の送電希望年月日（至）または送電日としておりました。

<変更後>

臨時需給契約の廃止日は、常時需給契約の送電希望年月日（自）または竣工年月日といたします。

※供給設備の撤去につきましては、常時需給契約の送電時と同時ではなく、行き違いの工事になる
場合もございますので予めご了承ください。

変更の理由

本来、弊社と締結いただいた臨時需給契約の廃止については、電気特定小売供給約款に基づき、
あらかじめその契約廃止日を定めて、弊社に通知していただく必要がございます。

従来のお取扱いにおいては、弊社は電気需給契約の締結や廃止を取扱う小売部門と、送電等の工事
を取扱う送配電部門は一つの会社として、常時需給契約の送電日や契約開始日に準じて廃止日を
定める対応を行ってまいりました。

しかしながら、電気事業法の改正に伴う2020年4月からの分社化以降は、弊社と締結いた
だいた電気需給契約の廃止については託送供給等約款に基づき、小売電気事業者である関西電力株式
会社から、送配電事業者である関西電力送配電株式会社に対し、あらかじめ日を定めたくて契約
廃止の手続きが必要となることから、従来の対応は行えません。

臨時需給契約廃止の対応にあたっては、常時需給契約の送電希望年月日（自）、ご指定のない
場合は竣工年月日の時点で建築工事に必要な電気の使用は終えていると考えられるため、上記のよ
うな取扱いに変更させていただくこととしました。

変更時期

2020年3月2日（月）お申込み分から変更いたします。

その他ご注意事項

**竣工届の提出および、それに伴う臨時需給契約の廃止につきましては、必ず「シンセツくん」からお手続き
くださいますよう、お願いいたします。FAX等で竣工届を提出された場合、手続きは行えません。**

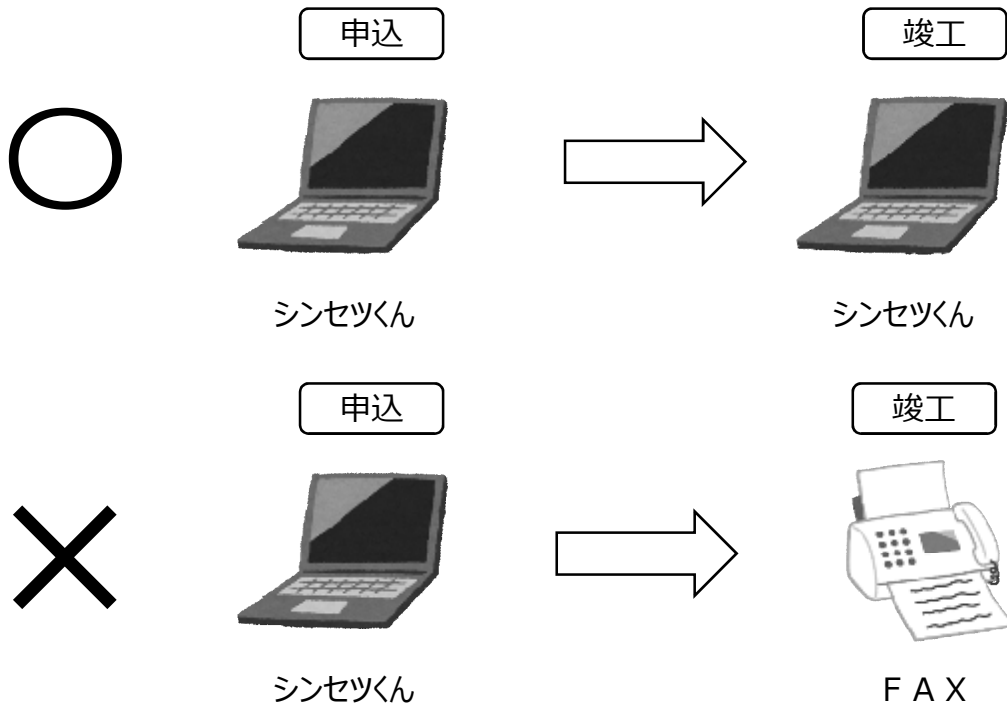
本取扱いは、常時需給契約の竣工時において同時撤去をご希望いただいた場合の取扱いとなります。
別途ご連絡をいただく場合は、明確なご契約の廃止日をお伝えいただきますようお願いいたします。
なお、供給設備の撤去は、必ずご契約廃止日以降となりますのでご注意ください。

その他、詳細につきましては、契約管理センターへお問い合わせいただきますようお願いいたします。

ご注意事項

◆ 竣工届の提出について

同時撤去の有無に関わらず、シンセツくんお申込分の竣工届については、必ずシンセツくんからお手続きくださいようお願いいたします。FAX等で竣工届を提出された場合、手続きは行えません。



◆ お電話で臨時契約の廃止をお申込みいただく際の留意点

臨時契約の廃止日を（C）に設定いただいた場合、送電日（B）の時点では（C）に至っていないことから、送電時には臨時供給設備の撤去は施工されません。お電話でご契約の廃止をお申込みいただく際は（A）の日を契約廃止日に設定いただくなど、ご留意くださいますようお願いいたします。

なお、シンセツくん上で臨時契約の廃止をお申込みいただく場合は、特にご留意いただく必要はございません。

※供給設備の撤去につきましては、常時需給契約の送電時と同時ではなく、行き違いの工事になる場合もございますので予めご了承ください

